○愛西市高齢者等見守りシステム事業実施要綱

令和5年4月1日 告示第75号

(目的)

第1条 愛西市高齢者等見守りシステム事業(以下「事業」という。)は、 高齢者及び身体障害者等(以下「高齢者等」という。)にIoT又はICTを活 用した機器を貸与することにより、急病及び事故等の緊急事態に対処して 高齢者等の生命・健康を守り、併せて日常生活上の孤独感・不安感を軽減 し、もって健康・福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この事業は、IoT又はICTを活用した機器を活用し、高齢者等の異常を検知するものであって、異常を検知した場合に安否確認を行う受信センターに通報することにより、当該高齢者等の救助又は援助を行うことをいう。

(対象者)

- 第3条 この事業の対象者は、本市に住所を有し、そこに居住する次の各号 のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 75歳以上のひとり暮らし又は75歳以上の方のみで構成される 世帯の世帯員
 - (2) 一日において長時間75歳以上の方のみの状態になる者
 - (3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けたひとり暮らしの者
 - (4) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者で、同居者が緊急 時に対応することが困難な者のみの世帯の者
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めた者。 (利用の申請)
- 第4条 機器の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高

齢者等見守りシステム事業利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に協力員おおむね3人の協力員登録承諾書(様式第2号)を添付し、 市長に提出しなければならない。なお、協力員のうち1人は、民生委員と する。

(協力員の役割)

第5条 協力員は、受信センター又は消防署から協力要請がなされたときは、 必要な措置を採るものとする。

(決定及び通知)

- 第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業利用の 可否について決定し、高齢者等見守りシステム事業利用決定・却下通知書 (様式第3号)により、事業利用の可否を申請者に通知しなければならな い。
- 2 前項の規定によりシステムの利用を認められた者(以下「利用者」という。)は、速やかに市長に高齢者等見守りシステム事業利用承諾書(様式 第4号)を提出しなければならない。

(機器の管理)

- 第7条 利用者は、事業利用に供された機器について善良な管理者の注意を もって維持管理し、これを他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、 若しくは担保に供してはならない。
- 2 利用者は、事業利用に供された機器の紛失・破損が発生したときは、直 ちに市長にその状況を報告しなければならない。

(費用の負担)

- 第8条 機器の貸与に係る利用料は、月額500円とする。ただし、令和6年3月末日までは無料とする。
- 2 利用者は、機器の利用に必要な電気料を負担しなければならない。
- 3 利用者の責に帰すべき事由により機器の紛失・破損が発生したときは、

利用者はその回復に要する費用を負担しなければならない。

(変更及び辞退届)

- 第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するとき、又は事業の利用を変更し、若しくは辞退しようとするときは、高齢者等見守りシステム事業利用変更・辞退届(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 申請書に記載した事項に変更があったとき。

(利用の取消し)

- 第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、事業利用の決定を取り消し、事業利用に供した機器を返還させるものとする。
 - (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手続きにより利用の決定を受けたとき。
 - (3) その他利用を取り消すべき理由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により事業利用を取り消し、又は機器を返還させた ときは、受信センターにその旨を通知し、利用者に対し、高齢者等見守り システム事業利用取消通知書(様式第6号)によって通知するものとする。 (関係機関との連携)
- 第11条 市長は、この事業を円滑に運営するため、民生委員、愛西市消防本部、津島警察署、愛西市社会福祉協議会等の関係機関と密接な連携を図るとともに、地域住民の協力を得られるよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。